

参加表明書及び技術資料収集に係る掲示

次のとおり一般競争入札に付しますので、入札参加希望者は参加表明書及び技術資料を提出されたく公募します。なお、本公募は、平成 29 年 8 月 1 日付「参加表明書及び技術資料収集に係る掲示」において公募した「高速横浜環状北西線標識柱他設置工事」の再度募集を行うものである。

首都高速道路株式会社

代表取締役社長 宮田 年耕

- 1 掲 示 日 平成 29 年 11 月 14 日（火）
- 2 契約責任者 首都高速道路株式会社 神奈川建設局長 寺山 徹
- 3 担 当 課 〒221-0013 神奈川県横浜市神奈川区新子安 1-2-4
首都高速道路株式会社 神奈川建設局 総務・経理課
電話 045-439-0706（ダイヤルイン）

4 工事概要等

- (1) 工 事 名 高速横浜環状北西線他標識他工事
- (2) 工事場所 横浜市青葉区下谷本町他
- (3) 工事概要 標識柱及び標識板他の実施設計、製作、架設
- (4) 工 期 契約締結日の翌日から平成 32 年 3 月 10 日まで
- (5) そ の 他
- ① 本工事は、入札参加希望者が提出する技術資料及び工事費内訳書を総合的に評価して入札参加者を選定し、次に入札参加者との交渉において、工事費内訳書についてヒアリングを行い、内容を確認した上でその価格を予定価格に反映させ、入札時に入札金額と技術資料を総合評価して落札者を決定する総合評価方式を併用した技術提案価格交渉方式（簡易提案・見積審査タイプ）の適用工事である。
- ② 技術提案の範囲は、工事目的物（構造種別・形状寸法等）の変更を伴わない範囲とする。
- ③ 本工事は、参加表明書の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、契約責任者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては 3 に掲げる事務の担当部局に紙入札方式参加承認申請書（電子入札留意事項様式第 1）を提出するものとする。
- ④ 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、北西線地区（施工箇所：北西線全範囲）、横浜北線地区（施工箇所：馬場出入口）、既供用地区（施工箇所：横浜北線、横羽線、大黒線、湾岸線）、街路地区（施工箇所：青葉エリア、港北エリア）の各地区ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算」を適用する工事である。
- ⑤ 技術資料は、持参により提出すること。
- ⑥ その他については、電子入札留意事項によることとする。

5 競争参加資格

- (1) 首都高速道路株式会社の契約規則実施準則（平成 23 年準則第 1 号）第 73 条の規定に該当しない者であること（詳細は「参加表明書及び技術資料作成要領」に記載）。
- (2) 首都高速道路株式会社における平成29・30年度の競争参加資格の「鋼橋工事」に係る「A等級」又は「B等級」の認定を受けている単体又は「A等級」の認定を受けている二者で構成された共同企業体若しくは「A等級」と「B等級」の認定を受けている二者で構成された共同企業体であること。なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続の開始の決定後、上記の競争参加資格の再認定を受けていること。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けたものを除く。）でないこと。
- (4) 単体又は共同企業体の代表者、及び共同企業体の代表者以外の構成員は、次に掲げる工事の経験を有すること。

① 単体又は共同企業体の代表者

- ・ 断面交通量が2万5千台/日以上上の供用中の高速自動車国道又は自動車専用道路（道路法第48条の2第1項又は第2項により指定された道路をいう。）で車線規制を伴う鋼構造物の設置工事

② 共同企業体の代表者以外の構成員

- ・ 道路（道路法第3条に掲げる高速自動車国道及び一般国道、都道府県道、市町村道をいう。以下同じ）における車線規制を伴う鋼構造物の設置工事

なお、上記工事の施工実績は、平成14年度以降に単体又は共同企業体として完工した実績（元請に限る。）とする。ただし、共同企業体の構成員としての完工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

- (5) 次の①から③に掲げる基準を満たす専任の主任技術者又は専任の監理技術者、及び現場代理人（以下「配置予定技術者」という。）を契約締結日の翌日までに当該工事に配置できること。

なお、主任技術者又は監理技術者は、現場施工着手日の前日までの期間については、必ずしも専任を要しない。現場施工着手日は、平成30年4月2日（月）を予定している。

- ① 主任技術者及び監理技術者については、次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当する者であること。

(ア) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3の規定による技術検定のうち、1級土木施工管理又は1級建設機械施工に関する検定種目に合格した者

(イ) 技術士法（昭和58年法律第25号）第6条及び技術士法施行規則（昭和59年総理府令第5号）第11条の規定による第二次試験のうち、建設部門又は総合技術監理部門（技術部門を「建設」とした者に限る。）に関する技術部門に合格し、かつ、同法第32条の規定により技術士登録簿に登録を受けた者

(ウ) 上記(ア)又は(イ)と同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

- ② 監理技術者については、建設業法第26条第2項に規定する技術者であり、監理技術者資格者

証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

- ③ 配置予定技術者のうち少なくとも1名は、平成14年度以降に次に掲げる工事の経験を有する者であること。なお、工事の経験における従事役職は問わない。
- ・道路における車線規制を伴う鋼構造物の設置工事
- なお、上記工事の経験は、平成14年度以降に単体又は共同企業体として完工した実績（元請に限る。）とする。
- (6) 設計管理技術者及び設計照査技術者（以下「設計技術者」という。）のうち、少なくとも1名は次の(ア)から(エ)までのいずれか及び(イ)に該当する者であること。
- (ア) 技術士（建設部門）の資格を有する者
 - (イ) RCCM（技術士の建設部門の対象部門）の資格を有する者
 - (ウ) 上記(ア)又は(イ)と同等以上の資格を有すると国土交通大臣が認定した者
 - (エ) 設計技術者のうち少なくとも1名は、平成19年度以降に完工した工事において設計の管理技術者又は照査技術者として、次に掲げる業務の経験を有する者であること。
- ・道路に設置する鋼構造物の設計
- (7) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。詳細は「参加表明書及び技術資料作成要領」に記載）。
- (8) 本工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関係がある建設業者でないこと（詳細は「参加表明書及び技術資料作成要領」に記載）。
- (9) 共同企業体を構成する場合には、以下に掲げる事項をすべて満たしていること。
- ① 共同企業体すべての構成員が、本工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が5年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。
 - ② 共同企業体すべての構成員が、本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができる者であること。
 - ③ 共同企業体すべての構成員が、均等割の10分の6以上の出資比率であること。
 - ④ 共同企業体の代表者は、同一の等級の者の間ではより大きな施工能力を有する者とし、等級の異なる者の間ではより上位の等級の者であり、その出資比率が構成員中最大であること。
- (10) 参加表明書の提出期限の日から開札のときまでに当社から、競争参加停止措置準則（平成17年準則22号）に基づく競争参加停止を受けている者、又はそれらにより結成された共同企業体でないこと。
- (12) 本工事と同一工種の当社発注工事において、参加表明書の提出期限の日から過去2年以内に40点未満の工事成績の通知を、過去1年以内に50点未満の工事成績の通知をそれぞれ受けている者でないこと。
- (13) 当社発注工事において、工事成績の平均が平成27年度及び平成28年度の2年間連続して60点未満である者でないこと。

6 参加表明書及び技術資料等の作成及び提出に係る事項

(1) 「参加表明書及び技術資料作成要領」等の交付

① 交付期間：平成29年11月14日（火）から平成29年12月1日（金）午後4時まで

② 「参加表明書及び技術資料作成要領」等（参加表明書及び技術資料作成要領、工事請負契約書（案）、工事請負現場説明書、電子入札留意事項、金額を記載しない設計書、設計図面、特記仕様書、工事計画概要書）は下記サイトより入札参加希望者に無償で交付する。なお、やむを得ない事由により、上記交付方法による受領ができない場合は、別の方法（CD-R等の配布）により無償で交付するので、上記3の担当課まで申し出ること。

・首都高速道路株式会社ホームページ（入札公告等）

（<http://www.shutoko.co.jp/business/bid/>）

③ 交付資料のダウンロード操作手順

上記サイトにて、該当工事の入札公告等資料ダウンロード欄を選択し、案内に従い、情報（会社名、担当者名、連絡先等）を入力する。登録確認メール（ダウンロード先URL及びダウンロード先パスワードの通知）を受信し、通知されたパスワードを入力してログインし、交付資料をダウンロードする。

(2) 参加表明書等の提出方法

① 本競争の入札参加希望者は、下記②の受付期間に参加表明書、特定建設工事共同企業体協定書の写し（共同企業体を結成する場合。以下同じ。）、特定建設工事共同企業体申請書（共同企業体を結成する場合。以下同じ。）、技術資料及び工事費内訳書（以下「参加表明書等」という。）を提出し、契約責任者より当該工事に係る入札参加者選定通知を受けなければならない。

なお、参加表明書等に関し、契約責任者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

② 参加表明書等は次のとおり受け付ける。

・(ア)電子入札システムによる場合

参加表明書（電子入札システムにより提出すること。）

・受付期間：平成29年11月15日（水）午後10時00分から平成29年12月1日（金）午後4時00分まで

※共同企業体を結成する場合、特定建設工事共同企業体協定書の写し及び特定建設工事共同企業体申請書は、技術資料の提出と合わせて書面により提出すること。

技術資料及び工事費内訳書（書面を持参すること。）

・受付期間：平成29年11月15日（水）から平成29年12月1日（金）までの毎日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く。以下同じ。）、午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。

・受付場所：上記3に同じ。

(イ)紙入札による場合

参加表明書（書面を持参すること。）

・受付期間：平成29年11月15日（水）から平成29年12月1日（金）までの毎日、午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。

・受付場所：上記3に同じ。

技術資料及び工事費内訳書（書面を持参すること。）

- ・受付期間：平成29年11月15日（水）から平成29年12月1日（金）までの毎日、午前10時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。
- ・受付場所：上記3に同じ。

- ③ 技術資料及び工事費内訳書は、内容を説明できる者が持参すること。なお、提出にあたっては、事前に上記3の担当課までその旨を連絡すること。
- ④ 郵送又は電送による参加表明書等の提出は受け付けない。
- ⑤ 技術資料は、「参加表明書及び技術資料作成要領」に示すとおり記述すること。

7 技術資料の評価に関する事項

技術資料の評価項目及び着目点は次のとおりである。

技術資料の評価項目	着目点
①施工実績	<ul style="list-style-type: none">・上記5(4)に掲げる工事の発注者（首都高速道路株式会社（民営化前を含む。以下同じ。））、その他）・上記5(4)に掲げる工事の施工形態（単体、共同企業体の代表者、共同企業体の構成員） 《・競争参加者が共同企業体の場合は、代表者の施工実績を評価する。》
②配置予定技術者の工事の経験	<ul style="list-style-type: none">・上記5(5)③に掲げる工事の発注者（首都高速道路株式会社（民営化前を含む。以下同じ。））、その他）・上記5(5)③に掲げる工事の役職等（現場代理人、監理技術者若しくは主任技術者、又はその他） ※工事の経験を有する配置予定技術者は、複数の候補者を記載することができるが、評価については、最も低い者の評価を採用する。
③簡易提案書	<ul style="list-style-type: none">・標識柱及び標識架台設置に関する施工計画、仮設備計画、工程管理の妥当性

8 落札方式等に関する事項

(1) 総合評価の方法

評価項目ごとの最低限の要件を満足する場合に標準点を与え、さらに技術資料の内容に応じ加算点を与える。標準点は100点とし、上記評価基準で示した10点満点の得点を加算点とする。

評価に関しては、標準点と上記によって得られる加算点の合計を、入札参加者の選定時においては、工事費内訳書の総額で除した数値、落札者の決定時においては当該入札参加者の入札金額で除した数値により評価する。

なお、すべての評価項目に記載がない場合又は記述内容が不適切等、最低限の要件を満足しない場合は、評価の対象外とし入札参加者に選定されない。

評価値 = (100点 + 加算点) / (工事費内訳書の総額又は入札金額)

(2) 入札参加者の選定方法

入札参加者の選定においては、上記5の競争参加資格を満足する者の中から、上記(1)の評価の方法によって得られた数値の高い者から順位を付け、原則3者を上限として入札参加者を選定する。

ただし、入札参加者となるべき者の工事費内訳書が妥当でないと判断される場合には、その者を除き、評価値の高い者から順位を付け、原則3者を上限として入札参加者を選定する。選定結果は、平成29年12月15日(金)付け書面(入札参加者選定通知)により通知する。

(3) 価格交渉に係る事項

- ① 選定した入札参加者には、工事費内訳書の内容についてヒアリングを実施する。
- ② ヒアリングの日時については、別途通知する。
- ③ 交渉において、工事費内訳書を変更する場合は、速やかに最終工事費内訳書を提出すること。なお、最終工事費内訳書の金額は提出された工事費内訳書の総額以下でなければならない。
- ④ 入札金額は、提出された工事費内訳書(最終工事費内訳書を提出した場合は最終工事費内訳書)の総額以下の金額でなければならない。

(4) 落札者の決定方法

- ① 技術資料に基づき予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した技術提案者のうち、技術資料及び入札価格から上記(1)によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、入札価格によっては、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とする。
- ② 上記①において、評価値が最高となる者が2者以上あるときは、その中で最も入札価格が低い者を落札者とする。入札価格も同じ場合には、電子入札システムの電子くじにより落札者を決定する。

9 入札に係る事項

(1) 電子入札による場合

- ① 入札書の提出締切日時：平成30年1月26日(金)午後1時30分
- ② 開札日時：平成30年1月26日(金)午後2時
- ③ 日時変更：入札執行の日時に変更がある場合は、入札者に通知する。

(2) 紙入札による場合

- ① 開札日時及び場所：平成30年1月26日(金)午後2時(3に掲げる事務の担当部局に持参すること。)
- ② 日時変更：入札執行の日時に変更がある場合は、入札者に通知する。

10 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 詳細は「参加表明書及び技術資料作成要領」による。
- (3) 電子入札システムの稼働時間は、休日を除く午前8時30分から午後8時まで。
- (4) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先は、次のとおりとする。

電子入札ヘルプデスク 電話 0570-021-777 (ダイヤルイン)

(平日のみ午前9時から午後5時30分まで(正午から午後1時までを除く。))

Mail : sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com

- (5) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を提出した場合には、受付票及び競争参加資格確認通知書を電子入札システムで入札参加希望者に送付するので、必ず確認を行うこと。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しない場合で再度入札に移行する場合の取扱い
 - ①電子入札による場合
再度入札の日時については、再入札通知書に記載して通知する。
 - ②紙入札による場合
再度入札の日時について、入札会場で口頭により知らせる。
- (7) 本掲示に関して詳細不明な点については、上記3に掲げる担当課に照会すること。
- (8) 電子入札制度等に関して詳細不明な点については、次に掲げる担当課に照会すること。

電子入札制度等に関する担当課

〒100-8930 東京都千代田区霞が関一丁目4番1号

首都高速道路株式会社 財務部契約課

電話 03-3539-9319 (ダイヤルイン)

以 上